

新型コロナウイルス感染症に係る
県税の申告・納付期限の延長手続きの見直しについて
～申告書の余白への記載等の簡易な手続きによる
延長申請の終了～

- 令和5年5月8日（月）に、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが2類相当から5類に移行したこと等に伴い、令和5年11月1日（水）以降、法人県民税・事業税等をはじめとする申告書の余白への記載等の簡易な手続きによる県税の申告・納付期限の延長申請の受付を終了します。

【参考：終了となる「余白への記載等の簡易な手続きによる延長申請」の例】

- 申告書等の余白に「新型コロナウイルス感染症による申告・納付期限延長申請」と記載のうえ申告（電子申告の場合も含む）
- 電子申告の場合で、申告書等に「新型コロナウイルス感染症による申告・納付期限延長申請（eLTAX 様式）」を添付のうえ申告
- 申告書等に、税務署に提出した「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を添付のうえ申告

- 11月1日以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、申告・納付を行うことが困難な場合は、災害が止んだ日から2か月以内に、「提出期限延長申請書」及び「納期限延長申請書」により個別の申請を行ってください。（熊本県税条例第15条第3項）
※ 法人事業税については、法人税に準じた取扱いになります。

～提出先・お問い合わせ先～
裏面のとおり

■提出先・お問い合わせ先

お住まいの地域	申告等対象の税目	担当部署	電話番号	所在地
熊本市、宇土市、 宇城市、下益城郡、 上益城郡 (不動産取得税につ いては、取得した不 動産所在地)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人県民税、法人事業税 ※ ・ 個人事業税 ・ 県たばこ税 ※ ・ ゴルフ場利用税 ※ ・ 軽油引取税 (免税軽油を含む) ・ 産業廃棄物税 ・ 自動車税の減免受付 	県央広域本部 総務部 課税第一課	(096)333-3200 (代表)	〒862-8571 熊本市中央区水前寺 6丁目18-1
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産取得税 ・ 狩猟税 ・ 鉱区税 ※ 	県央広域本部 総務部 課税第二課		
荒尾市、玉名市、 山鹿市、菊池市、 合志市、阿蘇市、 玉名郡、菊池郡、 阿蘇郡 (不動産取得税につ いては取得した不動 産所在地)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業税 ・ 不動産取得税 ・ 軽油引取税 (免税軽油を含む) ・ 狩猟税 ・ 産業廃棄物税 ・ 自動車税の減免受付 	県北広域本部 総務部 課税課	(0968)25-4124	〒861-1331 菊池市隈府1272-10
八代市、水俣市、 人吉市、八代郡、 葦北郡、球磨郡 (不動産取得税につ いては取得した不動 産所在地)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業税 ・ 不動産取得税 ・ 軽油引取税 (免税軽油を含む) ・ 狩猟税 ・ 産業廃棄物税 ・ 自動車税の減免受付 	県南広域本部 総務部 課税課	(0965)33-3180	〒866-8555 八代市西片町1660
天草市、上天草市、 天草郡 (不動産取得税につ いては取得した不動 産所在地)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業税 ・ 不動産取得税 ・ 軽油引取税 (免税軽油を含む) ・ 狩猟税 ・ 産業廃棄物税 ・ 自動車税の減免受付 	天草広域本部 総務部 税務課	(0969)22-4239	〒863-0013 天草市今釜新町3530
県下全市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車税 ※ 	自動車税 事務所	(096)368-4300	〒862-0901 熊本市東区東町4丁 目14-37

※の税については、県内全域を担当

※自動車税の減免については、各広域本部又は自動車税事務所に御相談いただけます。